



幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第75号

詐欺被害が急増中！

令和4年度に入り、詐欺被害に関する報道を毎日のように目にします。北海道でも4月中旬だけで、少なくとも32件、約1億5千万円の詐欺被害が発生しています。

携帯メールやSMSが届く

未納料金の請求や和解金などの名目で幾度となく支払い要求が繰り返され、気付くと高額な被害になるのが架空請求詐欺です。「請求に心当たりがない」「電子マネーで支払え」は詐欺を疑いましょう。

また、メールに記載のあるURLをクリックさせて偽サイトに誘導し、個人情報やパスワードを盗み取るフィッシング詐欺も後を絶ちません。

ハガキや封書が届く

付金は受け取れませんので、このようない電話は詐欺です。

また、電話の場合は相手の番号が「非通知」なら詐欺を疑いましょう。息子や孫を名乗つて「電話番号が変わった」と言つてきた場合は本人以外からの電話である可能性があり、変更とで詐欺と分かることが多いようです。



パソコンの操作方法を調べるために、ネット上で専門家に質問できる有料サイトにお試し登録し、代金500円をクレジットカードで決済した。疑問は解消されたが、翌月と翌々月に5000円がクレジットカードから引き落とされていることに気が付いた。

息子や孫、警察官、防犯協会を装い電話をかけてきて、お金が必要だと言つてくるオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺も依然として多い状況にあります。

「詐欺かも？」と感じたら相手に連絡する前に、警察や消費生活センターに「詐欺かも？大丈夫かな？」とお問い合わせください。払つてしまつたお金を取り戻すことは難しいです。ご注意ください。

電話が来る

携帯メールやSNSによる架空請求と同様です。存在しない公共団体を装つて電話をかけさせようとします。

詐欺被害にあった方の多くは「私は大丈夫」と思っていたそうです。相手は「だましの突破口」ですから、連絡を取つた段階で話術にはまつてしまつかもしれません。過信せずに疑つてかかりましょう。

相談事例紹介 「サブスクリプション」の解約忘れに注意！

今月の相談

相談員が契約内容を確認したところ、この契約は「サブスクリプション」（略して「サブスク」とも呼ばれる）契約で、定期間、商品やサービスを利用することができます（サービス）。サブスク契約は、一般的にお試し期間内に解約しなければ自動的に定期サービスに移行し、利用の有無に関わらず解約するまで支払いが続くもので、相談のあつた契約も同様のものでした。

相談者は、1回だけのお試しと思つて登録し、サブスク契約をした覚えはないとのことでした。相談員がサブスク契約について説明したところ、相談者はその仕組みについて納得した上で、解約および返金を希望されました。そこで、消費生活センターから事業者に連絡し、相談者は自動継続の契約と分からなかつたので解約および返金をしてほしいと主張していることを伝えたところ、今回のケースでは30日返金対応があるとのことで、1カ月分は返金対象となりました。

ネット通販を利用する際は、申し込む前にホームページなどで利用規約や解約方法をよく確認しておきましょう。また、利用していない請求がないか、クレジットカードの明細は毎月確認しましょう。

問 幕別町消費生活センター（☎ 55-5800）

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

還付金等詐欺に注意

「還付金がある」「ATMで手続ができる」は詐欺です！

公的機関の職員を装った人物から、「税金の還付がある」「医療費を払い戻します」などと言って、お金をだまし取る「還付金等詐欺」による被害が後を絶ちません。

還付金等詐欺の手口

「お金を戻すのでATMに行って下さい」と電話が来る

↓
公的機関の職員等を名乗った人物から、医療費や介護保険料の還付金などを口実に「ATMで払い戻しの手續ができる」と言われます。

→ウソ電話
お金が戻ります

あら～
ウレシイ



ATMのある場所に行くと、電話をするように誘導される

↓
ATMに着くと、携帯電話から指定の番号にかけるように伝えられます。



携帯電話でATM操作を指示される

「私の言うとおりにボタンを押して下さい」と言われ、お金が戻ってくると思って操作をしたら、実際には犯人の口座にお金を振り込んでしまいます。

(注意) 行政機関が還付手続でATM操作をさせることはありません！

犯人の手口のポイント

- ・税務署・役場・年金事務所等の職員などと名乗り、電話をかけてきます。(非通知が多い)
- ・「本日15時までに手続きをしてほしい」などとせかして、冷静な判断や相談をできないようにさせます。
- ・無人のATMや、コンビニエンスストアのATMに行くよう指示されることもあります。

撃退法 !!

- ・電話で還付金の受け取りを指示されても、取り合わないこと
- ・不審な電話があったら、一人で判断せずに家族に相談する
- ・お金を振り込んでしまったら、すぐに警察や金融機関に振込口座の利用停止を求める

幕別町消費生活センター

電話(0155)55-5800

相談室	相談日	場所	相談時間
札内	月曜～金曜	札内青葉町311-11 札内コミュニティプラザ	相談時間は9時から午後4時 (第①③⑤水曜は夜7時まで)
幕別	火曜&木曜	本町130-1 役場1階 相談室1-B	相談時間は9時から午後4時
忠類	第②④水曜	忠類錦町439-1 忠類コミュニティセンター	

